

● 平成 28 年度 土地改良連合会重点支援事項

1) 多面的機能支払交付金

- ・ 広島県農地・水・農村環境保全協議会(以下、「県協議会」という。)は、平成 26 年度まで多面的機能支払交付金の事業実施主体として事業推進しておりましたが、平成 27 年度から制度の法制化に伴い、活動組織が事業実施主体となり、県協議会は、事業の推進組織となっています。
- ・ 県協議会は、交付金の交付事務はなくなりましたが、市町の交付・申請事務及び実施状況確認に係る支援や中山間地域等直接支払における多面的機能支払との一体的な推進に係る支援が追加され、市町、活動組織に対してきめ細やかな支援を行う組織となりました。
- ・ 連合会は、県協議会の発足当初から、事務局として事業を推進しておりましたが、今後も農業の多面的機能を維持・発揮する地域活動について、問合せや助言などによりきめ細かに支援します。



【農道周辺の草刈】



【水路の泥上げ】



【水路のひび割れ補修】

連合会は、県協議会事務局とは別に、次のような事項についても支援します。

- ① 活動組織の事務支援
- ② 資源向上活動での工事発注のための調査設計
- ③ 事業計画に定められた農用地及び対象施設の保管理状況等の現地確認
- ④ 類似業務として中山間直接支払の活動組織の事務支援

多面的機能支払については、13 ページをご覧ください。

2) 農業用排水施設の機能診断と保全計画策定

- ・ 国においては、国土強靱化計画、インフラ長寿命化計画が進められていますが、県においても平成 27 年 3 月 31 日に「広島県インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定され、インフラの長寿命化に向けた取組が推進されています。
- ・ この中で、目指す姿はストックマネジメントの確立とされており、損傷した施設を単に更新するという事後保全的な対応ではなく、関係機関や地域の共同活動組織が、施設の規模に応じて役割分担しながら、点検・機能診断と予防保全計画に基づき既存施設の有効活用を図りつつ、劣化の状況に応じた適切な対策を行って、ライフサイクルコストの低減を図っていくこととされています。
- ・ また、平成 28 年から土地改良区に対して組織運営基盤や事業実施体制の強化を目的とした「土地改良区強化基本計画」の作成が促されていますが、この計画は土地改良区自らが作成するようになっており、連合会は側面から協力・支援します。

連合会は、ストックマネジメントの確立のために、次のような事項について支援します。

- ① 国庫補助事業等による機能診断
- ② 国庫補助事業及び県単独事業で整備するために必要な機能診断
- ③ 各種保全計画書作成
- ④ 施設の状況変化を経年的に記録管理するためのシステム開発
- ⑤ 「土地改良区強化基本計画」についての土地改良区体制強化事業等を通しての協力・支援



【排水機場 グリス漏れ】



【可動堰 堰体部材腐食】



【可動堰 堰体塗装劣化】

施設診断については、7、10 ページを、補修・更新については、4 ページの対策事業の紹介をご覧ください。

● 平成 28 年度 土地改良連合会重点支援事項

3) 大規模農業団地での生産拡大

広島県では、大規模農業団地の基盤整備により、担い手の持続可能な営農の実現をめざし、担い手と農地をマッチングし、産地育成による園芸品目の生産拡大と雇用の創出に向けた取り組みが進められています。

連合会は、大規模遊休農地の低コストの基盤整備を行うための調査・計画を支援します。



【気象観測】



【流量観測】



【環境調査】



【区画拡大前】



【畦畔除去】



【区画拡大後】

農業農村整備事業の包括支援については、19ページをご覧ください。

4) 広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成

広島県では、かんきつ産地の分散された園地を面的に集積するとともに、収益性の高い園地に整備することにより、産地の核となる担い手の経営力を高め、将来にわたって担い手に経営が継承できるかんきつ産地の育成を、遊休地や未利用地を含め1ha以上のまとまりのある土地において国等の整備事業（果樹農業好循環形成総合対策事業，耕作放棄地再生利用緊急対策事業）を活用して推進されています。

連合会は、収益性の高い園地の整備に必要な作業道やかん水施設など、基盤整備に関する調査・計画・施工管理を支援します。



【整備前】



【整備後】

耕作放棄地再生利用緊急対策については、14ページをご覧ください。